

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月10日
【会社名】	イー・ガーディアン株式会社
【英訳名】	E-Guardian Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高谷 康久
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 佐藤 伸
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高谷康久及び最高財務責任者佐藤伸は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その評価結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性の評価を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。

評価対象とする事業拠点の選定にあたっては、まず、連結売上高及び総資産のそれぞれが95%の範囲に入らない事業拠点を量的に影響度が僅少である事業拠点として識別いたしました。さらに、識別された事業拠点について、虚偽表示のリスクを示す状況や事象、不正や中期計画によるリスクの発生可能性等の質的基準に基づき慎重に検討した結果、財務報告に対する影響の重要性が僅少であると判断した一部の事業拠点を、全社的な内部統制の評価対象から除外しております。

業務プロセスに係る内部統制については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、金額的及び質的重要性を考慮して検討いたしました。

当社の主たる事業がサービス提供・販売であり、連結財務諸表における虚偽記載リスクの大部分が、この主たる収益源である売上高の計上と、それに密接に関連する売掛金などの重要勘定科目の処理に集中していることから、事業拠点の重要性を判定する指標として売上高が最も適切であると判断いたしました。この判断に基づき、連結売上高の2/3以上を占める当社を重要な事業拠点に選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金及び売上原価（人件費）に至る業務プロセスを評価の対象といいました。さらに、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することにより、内部統制の有効性の評価を実施しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、2025年9月30日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。